

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 近海区域の一部のみを航行する船舶に乗り組ませるべき船舶職員及びその資格を定めることとする
とともに、沿海区域を航行する船舶の一部について乗組み基準の見直しを行うこととする。 (別表第一

第一号及び第二号関係)

第二 この政令は、平成十七年四月一日から施行することとする。 (附則第一項関係)

第三 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとする。 (附則第二項関係)